今和5年8月号



市場事務所便り

社会保険労務士 敬將

〒381-1221 長野市松代町東条 3116-3

電話:026-278-3555 FAX:026-278-3540 e-mail:ima@ichiba-sr.com URL:www.ichiba-sr.com

性的少数者のトイレ使用制限に関する最高裁の 初判断が示されました



◆国の対応を違法とする初判断

7月11日、戸籍上は男性で性同一性障害の経済産業省職員に対するト イレの使用制限について、最高裁第3小法廷は国の対応を「裁量権の範囲 を逸脱し違法」とし、制限を不当と判断しました。

この制限は、女性トイレ使用に関する要望を受けて開かれた職員向け説 明会でのやり取りを踏まえ経済産業省が決定したもので、下級審では判断 が分かれていました。

◆判断理由

最高裁は「他の職員への配慮を過度に重視し、原告の不利益を不当に軽 視するもので、著しく妥当性を欠く」とし、理由を次のように挙げていま す。

- 女性ホルモンの投与や≪…略…≫を受けるなどしているほか、性衝動 に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断も受けている
- ② 女性の服装等で勤務し、本件執務階から2階以上離れた階の女性トイ レを使用するようになったことでトラブルが生じたことはない
- ③ 数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたにとどまり、明確 に異を唱える職員がいたことはうかがわれない
- ④ 約4年10カ月の間に、上告人による本件庁舎内の女性トイレの使用 につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査 が改めて行われ、本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれない

◆今後の対応

裁判官の補足意見には、使用制限について、当初の必要性は認めつつ、 教育等により理解を得るための努力を行い、必要に応じて見直すなどが必 要だったとするものがあります。

また裁判長は、今後、事案の積重ねを通じて指針や基準が形作られるこ

とに期待したいとしています。

【裁判所ホームページ判決文】

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/092191_hanrei.pdf

仕事と育児の両立支援、企業の半数が「業務に支障あり」 ~東京商エリサーチの調査より



東京商工リサーチは、全国の企業を対象に「少子化対策」に関するアンケート調査を実施し、結果を公表しました。政府が進める少子化対策のうち、仕事と育児の両立支援について、企業の半数が「業務に支障が出る」と回答する結果となっています。調査はインターネットにより実施し、有効回答5,283社を集計、分析したものです。

※調査期間は令和5年6月1日~8日。資本金1億円以上を大企業、1億円未満(個人企業等を含む)を中小企業と定義。

◆少子化対策の導入で「業務に支障が出る」と回答した企業は約半数

「少子化対策として、3歳までの子どもを持つ従業員の在宅勤務やフレックスタイム制の適用、就学前までの残業免除権の拡大などが検討されています。導入した場合、貴社の業務に支障が出そうなものは次のどれですか?(複数回答)」の質問に対し、「3つの選択肢のうち1つ以上支障が出る」との回答が、全企業の49.9%でした。

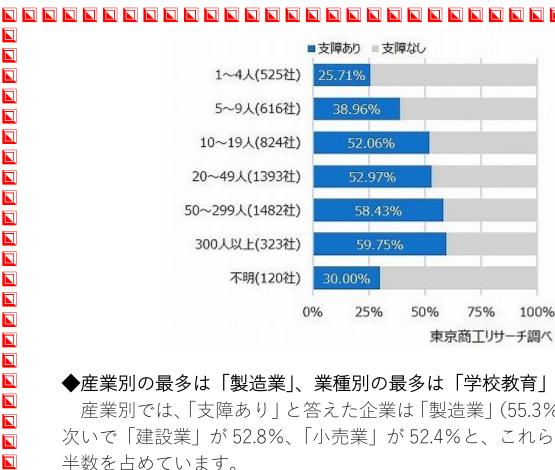
「支障あり」と回答した企業を規模別に見ると、「資本金1億円以上(大企業)」が51.9%、「同1億円未満(中小企業)」が49.6%と、大企業が2.3ポイント程度上回っています。

◆従業員が少ないほど「業務に支障あり」が低い傾向

従業員数別では、「支障あり」と答えたのは「300人以上」(59.7%)が最多でした。一方「5人未満」は25.7%で、「300人以上」と34.0ポイントもの差が見られました。従業員数が少ないほど「支障あり」と回答した企業の割合が低い結果となっています。

この結果について東京商工リサーチは、「中小・零細企業は、従業員の 高齢化や採用難などで少子化対策の両立支援策が必要な年代が少ないこと も要因と思われる。支援策が広がると従業員が育児に取り組みやすくなる 一方、中小・零細企業では出産・育児を行う世代の雇用をさらに抑制する ことが危惧される」と分析しています。





産業別では、「支障あり」と答えた企業は「製造業」(55.3%)が最多で、 次いで「建設業」が 52.8%、「小売業」が 52.4%と、これら 3 産業では過 半数を占めています。



また、業種別(母数10社以上)では、「支障あり」が最も高かったのは 「学校教育」の81.8%でした。

【株式会社東京商工リサーチ「2023年「少子化対策」に関するアンケ 一卜調查」】

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1197745_1527.html

□□□今月のことば □□□

怨望は、諸悪の根源のようなもので、どんな人間の悪事もここから生まれてくる。 猜疑、嫉妬、恐怖、卑怯の類は、すべて怨望から生まれてくる。それが、内向的に表 れると、ひそひそ話、密談、内談、策略となり、外に向けて表れると、徒党、暗殺、 一揆、内乱となって、少しも国にプラスとなることがない。わざわいが全国に広まる にいたっては、自分も他人もひどい目にあう。怨望とは、公共の利益を犠牲にして私 怨をはらすものなのだ。

怨望が、人間社会の中で害があることは以上に見たとおりだが、それが生まれた原因は、と考えてみると、それはただ「窮」の一事に尽きる。この場合の「窮」とは、困窮とか貧窮というときの「窮」ではない。言論の自由をふさぎ、行動の自由を妨げるというように、人間の自然な働きを行きづまらせる「窮」なのだ。

......(中略).......

人間最大のわざわいは怨望にあって、その原因は、「窮」なのだから、言論の自由は 邪魔してはいけないし、行動の自由は妨げてはいけない。

『現代語訳 学問のすすめ』

著 福澤 諭吉 訳 齋藤 孝

◆◆◆事務所よりひとこと◆◆◆

先日、約7年ぶりに柔道の大会に出場しました。と言っても、試合は1人1試合のみ・試合時間短縮バージョン・引き分けあり・昇段ポイント獲得が目的、の北信地区だけの大会です。柔道人口減少やコロナにより今までできていた大会が開催できなくなり、規模を縮小して開催することになった大会の第1回目でした。昔からお世話になっている先生方にも頼まれ、私もたまには試合に出てみるのも面白いかなと思ったり、何と言っても試合相手が同段位者の「妹」ということが初めから分かっていたので、怪我をすることはないだろう、と軽い気持ちで出場を決めました。

いざ大会当日。会場は、北信地区の小中高生が合同練習を行っているところを間借りしたために、キッズや保護者の方に否応なしに見られてしまう。初回のため出場者は 4 名のみで寂しさ全開。それなのに大会役員はお偉いさんばかりで主要大会並みの布陣。という状況で、妹とちょこちょこっと試合をして帰るつもりが、「こんなはずじゃなかったのに・・・」と穴があったら入りたい状態でした。それでも、こんなところで姉妹で試合をする恥ずかしさくくく勝ちたい気持ち!な私たちは、動かない体でキレの無い技を必死に掛け(ようとし)、ピンチの時はなりふり構わず逃げ、結んだ髪の毛はボサボサになり、結果、仲良く引き分けでした。

中学時代の恩師も会場にいたのですが、試合のビデオや写真を撮ったりしていて楽しんでくれたようで、私は昇段ポイントをもらえ、なんだかんだで出て良かったとは思いますが、 妹との対戦はもう暫くしなくていいやと再認識しました。

(実は8年ぶり2回目の対戦でした。やっぱり勝ちたかった・・・) 市場愛梨)